平成２４年（フ）第２４３号
徳島県板野郡板野町大寺字郡頭36番地１
破産者　長谷川　勝
１　決定年月日　平成25年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０３号
愛媛県今治市吉海町仁江1282番地
破産者　重松　俊三
１　決定年月日　平成25年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第１４号
岩手県二戸市石切所字荷渡５番地10　ブラオヴィーゼ203号
破産者　柏崎　　淳
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第１５５号
仙台市青葉区国見１―19―６　国見ハイツ３号棟405号、住民票上の住所福島県南相馬市原町区仲町２丁目51番地
破産者　新川　　雅（旧姓高橋）
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７１号
秋田県横手市十文字町字海道下61番地４
破産者　小貫　廣子
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第５３号
奈良県橿原市曽我町1194番地　新野住宅、前住所奈良県橿原市栄和町12番地の10
破産者　沼口　順一
１　決定年月日　平成25年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第８６号
奈良県橿原市曽我町756番地の42
破産者　土堤史記子
１　決定年月日　平成25年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第９９号
奈良県橿原市川西町76番地　Ａ２棟103号
破産者　河人　長市
１　決定年月日　平成25年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１９７３号
北海道江別市幸町22番地の13　幸町ビル1001
破産者　加藤　憲一
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６８１号
札幌市白石区南郷通10丁目北２番２号　コーポたむら３号
破産者　篠原　恵美
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７４１号
札幌市西区平和２条６丁目11番７号　ハウス平和台Ａ－１号
破産者　中村　憲一
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４号
宮城県登米市豊里町杢沢130番地
破産者　渡邉やす子
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第２４号
宮城県気仙沼市松崎柳沢29番地24
破産者　三浦　勝治
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第３６６号
福井市新保１丁目402番地　新保団地Ａ棟108号室、開始決定時の住所福井市南四ツ居町第１号138番地
破産者　平鍋　礼子
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２号
福井市月見４丁目17番26号　健商８―203
破産者　坂野上　治
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６９号
福井県鯖江市糺町第19号１番地６
破産者　坂ロー付加工所こと　坂　　範之
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７６号
福井市足羽１丁目７番39号
破産者　榎波　鎮輔
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９２号
福井県鯖江市糺町第19号１番地６
破産者　坂　　登
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８号
福井県坂井市三国町つつじが丘５番15号
破産者　冨永　良子
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係